

<次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画>

## ひだか東農業協同組合行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と調和を図り働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内 容
  - 所定外労働の削減
    - 所定外労働は、本来、例外的な場合にのみ行われるものであるという認識を深め所定外労働を削減するための方策等検討し、実施する。

### <対策>

職員の勤務実態を把握することで過重労働になっていないか分析すると共に、改善対策を部長会議で労働時間管理についての検討し、業務内容の効率化を図る。

(策 定:平成 23 年 3 月 31 日)

(変 更:平成 27 年 3 月 31 日)